

平成27年第4回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成27年12月4日（金曜）

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 英昭	2番 森澤 文王	3番 今井 清
4番 村田 桂子	5番 両角 正芳	6番 村松 浩喜
7番 榎本 真弓	8番 森本 信明	9番 西藤 努
10番 滝沢寿美雄	11番 田中 三江	12番 土屋 春江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 米村匡人	副町長 山浦智城	教育長 宮坂 晃
総務課長 長坂徳三	総合政策課長 斉藤明美	
企画調整幹 中村茂弘	町民課長 青井義和	
建設課長 片桐栄一	農林課長 小平春幸	観光課長 今井一行
会計室長 市川正彦	教育次長 荻原邦久	
たてしな保育園園長 中谷秀美	税務係長 羽場厚子	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 遠山一郎	書記 伊藤百合子
-------------	----------

1. 会議録署名議員の指名

6番 村松 浩喜
7番 榎本 真弓

散会 午前11時43分

(午前10時00分 開会)

議長（土屋春江君） おはようございます。本日から12月定例会が始まりますが、議員各位には、会期期間中、ご審議をよろしくお願いいたします。

また、本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンに、議場固定カメラから町長招集の挨拶の撮影、広報たてしなの取材撮影を、それぞれ許可してありますので、ご了承願います。

定刻に達し、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第4回立科町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本定例会に出席を求めた説明員は、理事者、関係課長です。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（土屋春江君） 日程第1 会議録署名議員の指名を議長において行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番議員、村松浩喜君、7番議員、榎本真弓君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

議長（土屋春江君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

会期については、議会運営委員長より報告願います。両角正芳議会運営委員長、登壇の上、報告願います。

〈5番 両角 正芳君 登壇〉

5番（両角正芳君） おはようございます。議会運営委員長の両角でございます。会期の検討結果について、ご報告申し上げます。

会期につきましては、11月20日、議会運営委員会を開催し、平成27年第4回立科町議会定例会の会期、議事日程、案件の取り扱い方法など、議会運営について検討した結果、今定例会に提出される案件の状況から、会期は、本日から12月15日までの12日間とすることが適当との結論に達しましたので、ここにご報告申し上げます。

以上でございます。

議長（土屋春江君） お諮りします。ただいまの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から12月15日までの12日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月15日までの12日間と決定しました。

会期日程の説明を願います。遠山事務局長。

議会事務局長（遠山一郎君） それでは、日程の説明を申し上げます。

本日は、会期の決定、町長招集の挨拶、諸般の報告、議案の上程、提案説明を行います。

本会議終了後、第1委員会室で全員協議会、終了後、議会だより編集委員会を開催します。

2日目、5日、3日目、6日は休会です。

4日目、7日は、午前10時に開会し、議案の質疑を行います。質疑終了後、各常任委員会に議案の付託を行います。

5日目、8日は、午前10時に開会し、一般質問を行います。

6日目、9日は、午前10時に開会し、前日に引き続き一般質問を行います。

7日目、10日は、午前9時から社会文教建設常任委員会を開催し、付託案件の審査等を行います。

8日目、11日は、午前9時から総務経済常任委員会を開催し、付託案件の審査等を行います。

9日目、12日、10日目、13日は休会です。

11日目、14日は、委員会予備日とします。

12日目、15日は、午後1時30分に開会し、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、議案の採決などを行い、閉会とします。

以上です。

◎日程第3 町長招集のあいさつ

議長（土屋春江君） 日程第3 町長招集のあいさつ、米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） おはようございます。本日、ここに平成27年第4回立科町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様にはご出席を賜り、感謝申し上げます。

町長に就任させていただき、7カ月が過ぎましたが、就任当初の気持ちを忘れることなく、町政運営に努めさせていただいております。

政府は、地方創生、一億総活躍社会と、緊急に実施すべき対策を打ち出され、長野県では、「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」を決定し、信州創生に向け、6つの信州創生の基本方針を定めるとともに、自然減への歯どめや、社会増への転換など4つの基本目標と、その実現のための具体的な施策を盛り込んでおります。

全てにおいて共通するのは、少子高齢化の進行に的確に対応し、人口減少に歯どめをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある地域を創造していくことだと考えております。

立科町において、人口の現状と将来推計や将来展望を提示する「立科町人口ビジョン」を策定し、これを踏まえた今後5カ年の目標や施策の基本方針などをまとめた「立科町総合戦略」を策定しました。

議会の皆様を初め、町民の皆様とともに知恵と力を合わせ、持続可能で自立を堅持したまちづくりを推進してまいりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

次に、主要産業でもある農業は、環太平洋パートナーシップTPPの大筋合意により、その影響が懸念されるところです。

全国町村長大会においても、農林漁業者が希望を持って経営に取り組めるような施策の展開を求める決議をいたしました。

合併60年、また自立を選択し、10年の節目の年に当たり、これまで積み重ねてきた歩みをとめることなく、また、就任から今までに、地域の皆様との懇談会などによりいただいたご意見も生かしつつ、次世代へ継承できる新たなまちづくりを推進してまいりますのでございます。

師走を迎え、日々、寒さ増しておりますが、1年を締めくくる大切な時期でありますので、議員皆様の健康には十分ご留意をいただきたいというふうに思っております。

さて、本年度も残すところ4カ月を切り、仕上げの時期となってきてまいりました。本年度の事業進捗状況を申し上げます。

本年度の重要課題でありました立科町人口ビジョン及び総合戦略を、11月24日に公表いたしました。この計画は、第5次立科町振興計画を基本に策定いたしました。これらの計画を着実に実行し、今後とも自立したまちづくりをしてまいりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

また、国の新たな制度である、マイナンバー制度が始まることから、条例の整備やコンピューターシステムの構築などを指針に沿って行っております。セキュリティ対策など、当初の方針からさらに強化されるなど、その対応に追われておりますが、現在、個人番号の通知が行われ、申請をされた皆様には、来年1月から個人番号カードの交付が役場町民課の窓口で始まります。その対応に万全を期してまいりたいと考えております。

総務費では、役場庁舎の防災拠点整備として、耐震工事と太陽光発電、蓄電池施設の工事を発注し、工事が進んでおります。

また、防災行政無線整備工事は、各地区の区長さん、部落長さんにご協力をいただき、ポールの設置が終了し、今後、スピーカーの取り付け、試験放送を経て運用開始の予定で順調に進んでおります。早期にこれらの事業を完成させ、一層、防災に強いまちづくりを進めてまいります。

次に、農業関係では、本年は大きな災害に見舞われることはありませんでしたが、天候が不順であり、稲作では作況指数が97と平年を大きく下回る作柄となり、稲作農家にとって大きな痛手となってしまいました。

また、栽培が拡大しております、そばにおいても、長雨の影響により収穫量が減少したようですが、本年度整備した乾燥調製施設の稼働により、品質の向上を図ることができました。天候により左右される農作物の生産の難しさを、改めて感じております。

観光関係では、白樺高原観光創生協議会を創設し、地域の皆様と一緒に白樺高原の観光地づくりについて協議を始めております。

教育費では、30年前に埋設されたタイムカプセルを、11月16日に行いました立科町合併60周年記念式典に合わせて開扉をしました。30年前の思い出がよみがえる品々がおさめられており、入れられた皆様への送付を行っております。

続いて、平成28年度の予算編成についてでございます。

先月19日に、全ての課長、係長などを集めて、予算編成会議を開催し、編成の方針を示しました。

この、予算編成方針として、2つの重点指針を掲げました。

この2つとは、「子育てしやすいまちづくり」と「定住・移住したくなるまちづくり」、この2つの指針については、立科町総合戦略の5項目からなる基本目標、1、活気ある経済を創造するまちづくり。2、豊かな自然とともに暮らす安全・安心なまちづくり。3、郷土を愛し、心豊かな人を育むまちづくり。4、豊かにいつまでも地域で暮らせるまちづくり。5、地域の力で活力あふれるまちづくり、の関連する目標について、早期に達成できるよう積極的な予算編成を指示したところでございます。

平成28年度は、人口減少の危機感と地方創生に対する強い思いを組織全体で共有し、立科町総合戦略の歩みを着実に進めていくための予算編成をしていきたいと考えています。

スキーシーズンがこれから始まり、今年のスキー場のオープンは15日を予定しております。多くのスキーヤーの皆様を訪れていただき、昨年以上の活況となりますように、全力で取り組む次第でございます。

続きまして、本定例会にご提案申し上げます案件でございます。

条例12件、一般会計ほか補正予算3件、指定管理者の指定1件、報告1件です。

条例関係では、議案第88号は、立科町移住体験住宅の設置及び管理に関して定めるものであり、議案第89号は、マイナンバー制度による個人番号の利用に関し、必要な事項を定めるものであります。

議案第90号、91号及び95号は、白樺湖下水道の諏訪湖流域下水道への接続に伴い、新たに白樺湖特定環境保全公共下水道事業会計の制定などであり、議案第95号は、不要となった特殊勤務手当の改正であり、議案第93号、議案第102号及び議案第103号は、マイナンバー制度に伴う所要の改正であります。

議案第94号は、赤羽町営住宅及び厚生住宅の廃止に伴う改正であり、議案第96号は、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部改正を行う、いわゆる

一元化法の一部改正施行に伴い、消防団等公務災害補償条例の所要な改正を行うものであり、議案第97号は、30年前に埋設したタイムカプセル開扉により、その目的が達成したため廃止するものです。

議案第98号 一般会計補正予算（第4号）では4,057万2,000円を増額し、総額52億1,442万9,000円とする補正です。

歳入では、別荘貸付特別賃貸料、間伐材等の売却収入及びふるさと寄附金の増額であり、支出では、事業執行に伴う補正及び電算管理経費でのセキュリティー対策、自治体中間サーバーへの接続経費などのほか、公債費では、平成26年度借入れをした起債の超過借入分の繰り上げ償還を計上いたしました。

議案第99号 立科町下水道事業特別会計補正予算（第3号）では、216万8,000円減額し、総額4億3,336万3,000円とするもので、これは人件費の補正によるものです。

議案第100号 立科町水道事業会計補正予算（第2号）で、人件費の補正及び事業執行に伴うものであります。

議案第101号は、都市農村交流施設「農産物加工・直売・食材供給施設」の指定管理者の指定についてでございます。

以上、提案いたしました案件の詳細については、担当課長から説明させます。

以上、12月定例会招集の挨拶といたします。よろしく願いをいたします。

続いて、9月定例会以降につきましての主な町長諸般の報告を申し上げます。

9月19日には、小学校の運動会が行われ、子供たちの元気な姿に声援を送ってまいりました。

24日には、芦田財産区議会定例会が開催され、出席しております。

25日には、中学校の蓼秋祭に参加し、激励をしてまいりました。同日、立科町戦没者追悼式が行われ、304名のみたまに黙祷及び式辞をささげました。

26日には、豊島区より「ふくろ祭り」にご招待を受け、出席しております。

28日には、蓼科高校教育振興協議会に出席いたしました。

今年度、6名の方が100歳になられましたが、30日と1日に5名の皆様を訪問し、長寿のお祝いを申し上げてまいりました。

10月2日には、佐久広域連合第3回定例会に出席し、3日に開催された第3回たてしな保育園の運動会では、元気な子供たちの笑顔に触れ、ほほ笑ましい姿に声援を送ってまいりました。

5日には、白樺湖下水道組合の定例会が開催され、決算が認定されました。

7日には、白樺高原観光創生協議会を開き、地域の皆様と一体となった観光地づくりについて協議を始めました。

8日には、国道142号、254号道路整備促進期成同盟会の総会が開催され、早期の整備促進の確認をいたしました。

9日には、建設業連合会の皆様によるボランティア清掃が行われ、蓼科高校生とと

もに参加をし、活動に対し、お礼と感謝を申し上げます。

10日には、第40回女神湖歩け歩け大会が行われ、175名の参加者に激励の挨拶を申し上げます。

16日には、第7回臨時議会を招集し、マイクロバス購入契約について議決いただきました。

18日には、川西柔剣道大会と中山道ウォークが開催され、ともに激励を申し上げます。

19日には、川西保健衛生施設組合第2回定例会に出席し、21日に国道254号並びに松本・佐久地域高規格道路建設期成同盟会に参加をし、同日開催された、県町村会の定例総会に出席しております。

25日には、小諸市制60周年記念式典に出席し、26日には、立科町特別職報酬審議会より報酬改定の答申を受けております。

27日には、小諸市・東御市・立科町議会議員研修会でご挨拶をいたしました。

28日には、白樺高原観光創生協議会に、29日には、立科町防犯組合の総会に出席し、30日には、町村会政務調査会建設部会が開催され、出席をいたしました。

11月2日には、第8回臨時議会を招集し、名誉町民に、故、矢島三人様と矢島静子様のご夫婦を顕彰することを決議いたしました。

4日には、白樺高原創生協議会索道部会を開催し、7日には、立科町商工祭に出席し、ご挨拶を申し上げ、その後、福祉リサイクルバザー・ふれ愛むらに出席し、ご挨拶をいたしました。

9日には、部落解放人権政策確立要求市町村要請行動が行われ、要請に対する町の取り組み等を申し上げ、意見交換をいたしました。

12日には、総合戦略策定委員会を開催し、人口ビジョン、総合戦略について協議を行いました。

13日には、佐久・松本間道路整備にかかわる県への要望をしております。

16日には、立科町合併60周年記念式典を開催し、新たな歩みが始まりました。

また、式典の中で立科町発展のためにご尽力をいただきました22名の皆様の表彰と、名誉町民の称号を、故、矢島三人様と矢島静子様ご夫妻に贈り、顕彰を行いました。

同日、佐久定住自立圏市町村長意見交換会が、また、佐久広域連合正副連合長会議に出席をしております。

17日には、白樺高原観光創生会議に出席し、18日には、全国町村長大会が開催され、出席をしております。

19日には、佐久市・北佐久郡環境施設組合第2回定例会が開催され出席し、同日、平成28年度予算編成会議を行い、予算編成方針について係長以上の職員に指示をいたしました。

20日には、議会運営委員会に出席し、同日、第9回議会臨時会を招集し、宿泊パッ

ク1.5日券を追加する条例改正をお認めいただきました。

24日には、社会福祉協議会評議委員会が開催され出席し、25日は、長野県道路期成同盟会要望活動に参加をし、26日には、区長、部落長会視察研修に参加をし、地域の中心となって活動をいただいていることに感謝を申し上げ、今後も引き続きご協力をお願いしてまいりました。

27日には、農業農村整備事業に関する要望活動を県選出国會議員に行いました。

29日には、清瀬市ひまわり市に参加し、同日開催された蓼科すずらん会の総会に出席し、日ごろの活動に対し、感謝を申し上げてまいりました。

12月1日には、立科町環境審議会が、2日には社会福祉協議会の理事会が、それぞれ開催され、出席をしてまいりました。

3日には、冬山開きが行われ、冬山の安全と白樺高原に多くのお客様が訪れることを祈念いたしました。

以上で町長諸般の報告といたします。

◎日程第4 議会諸報告

議長（土屋春江君） 日程第4 議会の諸報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しているとおりです。ご了承ください。

次に、榎本真弓総務経済常任委員長、報告ありますか。

7番（榎本真弓君） 榎本です。総務経済常任委員会は、第3回視察研修を行いました。

11月4日に、佐久穂町産業振興課において、町営スキー場、その運営方法及び誘客宣伝等についての視察研修、午後に、小海町の総務課において、地域おこし協力隊のほか、地域振興に関する事業についての視察研修を行いました。

報告は以上です。

議長（土屋春江君） 次に、森本信明社会文教建設常任委員長、報告ありますか。

8番（森本信明君） 8番、森本であります。社会文教建設常任委員会の閉会中の継続審査等の報告をさせていただきます。

11月の20日に、教育委員会の関係について調査等行いました。

その内容は、1つは、立科小学校の施設の状況と5年生の連携授業の授業参観、また、学校給食の試食であります。

2つ目は、立科町文化財の松並木保存管理計画と現地調査を行ったところであります。

以上であります。

議長（土屋春江君） これで、議会諸報告を終わります。

◎日程第5 議案第88号

議長（土屋春江君） 日程第5 議案第88号 立科町移住体験住宅設置及び管理に関する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。斉藤総合政策課長、登壇の上、願います。

〈総合政策課長 斉藤 明美君 登壇〉

総合政策課長（斉藤明美君） それでは、議案第88号 立科町移住体験住宅設置及び管理に関する条例制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

立科町移住体験住宅設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

次のページをお願いいたします。

今回、お願いいたします条例制定につきましては、地方創生の交付金を充て、芦田西赤羽地籍に建設をしております移住体験住宅の竣工を迎えるにあたり、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第1条は、これら趣旨でございます。

第2条は、立科町への移住を希望する者に対し、一時的に立科町の自然や生活環境の体験、地域住民等との交流体験の機会を提供することで、立科町への移住の促進及び地域の活性化を促進することとしました設置の目的でございます。

第3条は、名称を立科町移住体験住宅とし、位置を立科町大字芦田1879番2とするものです。

第4条は、体験住宅に宿泊室を2室、交流スペースを1室置き、

第5条では、施設管理者を定めるものです。

第6条は、施設を利用できる者の資格を定めております。

第7条では、利用期間を連続した7日以内とし、利用期間の初日は休日等に当たらない日とするものであり、

第8条では利用料金を無料とする規定であります。

第9条では、利用者の義務として、常に善良な利用者としての注意を払い、終了時には原形に復することを規定し、

第10条は、損害賠償に関する規定でございます。

第11条において、規則に委任するものでございます。

附則といたしまして、施行日を公布の日とするものでございます。

以上、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第6 議案第89号

議長（土屋春江君） 日程第6 議案第89号 立科町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定について

を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。長坂総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

総務課長（長坂徳三君） 議案第89号 立科町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

立科町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を別紙のとおり制定する。

次ページ、1ページをお願いいたします。

第1条は条例の趣旨でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関し、必要な事項を定めるとします。

第2条は、用語の意義を定めております。

第3条は、町の責務として、個人番号の利用等について適正な取り扱いを確保するための措置を講じることと、地域の特性に応じた施策の実施をすることとします。

第4条では、個人番号の利用範囲を定めています。

第5条では、条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるとしております。

附則で、この条例は平成28年1月1日からの施行とするものであります。

ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎日程第7 議案第90号～日程第8 議案第91号

議長（土屋春江君） 日程第7 議案第90号 立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計条例制定について及び日程第8 議案第91号 立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業分担金徴収条例制定についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。片桐建設課長、登壇の上、願います。

〈建設課長 片桐 栄一君 登壇〉

建設課長（片桐栄一君） 議案第90号 立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、現在白樺湖下水道組合により運営管理をしております白樺湖特定環境保全公共下水道、いわゆる白樺湖下水道が、平成28年4月1日より、諏訪市にございます豊田終末処理場へ接続するのに伴い、町が新たに立科町白樺湖特定環境保全公共下水道として運営管理を行うに当たり、特別会計について条例を制定するものでございます。

それでは、1枚おめくりください。

第1条では、地方自治法第209条第2項の規定により、立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業の円滑な運営管理とその経理の適正を図るために、特別会計を設置することとしております。

第2条では、この会計は負担金、使用料、一般会計繰入金、借入金及び附属諸収入をもってその歳入とし、下水道事業費、借入金の償還金及び利子、その他の諸支出をもってその歳出とすることとしております。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行いたします。

以上、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第91号 立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業分担金徴収条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件も白樺湖特定環境保全公共下水道、いわゆる白樺湖下水道が、豊田終末処理場へ接続するのに伴い、町が新たに立科町白樺湖特定環境保全公共下水道として運営管理を行うに当たり、受益者等が公共マスを設置する場合の分担金の賦課徴収について条例を制定するものでございます。

1枚おめくりください。

第1条では、事業に要する費用の一部に充てるため、地方自治法第228条第1項の規定に基づく分担金の賦課徴収に関し、必要な事項を定めることを目的としております。

第2条では、受益者等は分担金を納入しなければならないとしております。

第3条では、受益者等が負担する分担金の額は、公共マスを設置するごとに60万円としております。これは、既に立科町に特定環境保全公共下水道2地区、立科並びに茂田井がございませけれども、こちらの分担金の額と同額となっております。

第4条では、分担金の徴収方法について定めてございます。

第5条では、受益者等が分担金を納入することができない、または免除する必要があると町長が認めたときは、分担金を減免、または免除することができるとしております。

第6条では、補則としてこの条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるとしております。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行いたします。

経過措置として、この条例の施行日前日までに、従来の白樺湖下水道組合受益者分担金条例に基づく分担金の納入を終了しているものについては、本条例の規定による分担金の賦課及び徴収は終了したものとみなします。

以上、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第9 議案第92号～日程第10 議案第93号

議長（土屋春江君） 日程第9 議案第92号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について及び日程第10 議案第93号 立科町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。長坂総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

総務課長（長坂徳三君） 議案第92号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

1ページをごらんいただきたいと思います。

この条例の改正は、ハートフルケアたてしなの社会福祉法人化に伴い、この規定の対象となる職員がいなくなり、不要となった手当を削除するものでございます。

この条例の施行期日は公布の日からといたします。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしく願います。

続きまして、議案第93号 立科町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

立科町町税条例等の一部を改正する条例（平成27年立科町条例第22号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページをお願いいたします。

立科町町税条例等の一部を改正する条例（平成27年立科町条例第22号）は、番号法の施行に伴い、この3月に専決処分により一部改正を行いました。その後、地方税法施行規則等の一部を改正する省令平成27年総務省令第85号が9月30日に公布されました。その改正する条例の一部を改正する必要が生じたので、改正を行うものでございます。

第1条では、納付書と納入通知書に個人番号を原則記載しないことが、省令により決定されたため、立科町町税条例第2条第3号及び第4号の改正規定を削ります。

また、それぞれに法人番号の規定を加える改正でございます。

この条例の施行期日は、公布の日からでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決賜りますようよろしく願います。

◎日程第11 議案第94号～日程第12 議案第95号

議長（土屋春江君） 日程第11 議案第94号 立科町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について及び日程第12 議案第95号立科町下水道条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。片桐建設課長、登壇の上、願います。

〈建設課長 片桐 栄一君 登壇〉

建設課長（片桐栄一君） 議案第94号 立科町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、赤羽町営住宅及び厚生住宅の廃止に伴う、立科町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

1枚おめくりください。

第67条第5号中「第3号及び第4号」を「前2号」に改め、句点であります丸を削る、と、附則第4項中「附則第3項」を「前項」に改める。こちらの2つにつきましては、字句の訂正となります。

別表1の表、2の項、7の項、8の項及び9の項を削る。こちらにつきましては、廃止した赤羽町営住宅3戸、それから、宇山の厚生住宅1戸を、表よりそれぞれ削るものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行をいたします。

以上、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第95号 立科町下水道条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件も白樺湖特定環境保全公共下水道、白樺湖下水道が豊田終末処理場へ接続するに伴い、町が新たに立科町白樺湖特定環境保全公共下水道として運営管理を行うに当たり、立科町下水道条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

1枚おめくりください。

第2条の次に、第2条の2といたしまして、立科町の公共下水道につきまして、その名称及び処理区分を加えます。

それから、別表、第16条関係の使用料金表につきまして、立科町特定環境保全公共下水道及び茂田井特定環境保全公共下水道の使用料金表と、立科町白樺湖特定環境保全公共下水道の使用料金表に改めます。

なお、立科町白樺湖特定環境保全公共下水道の使用料金につきましては、今までと料金は同形態、同額となっております。

裏面をごらんください。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行いたします。

以上、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（土屋春江君） ここで、暫時休憩とします。再開は11時10分からです。

（午前11時01分 休憩）

（午前11時10分 再開）

議長（土屋春江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

◎日程第13 議案第96号～日程第14 議案第102号

議長（土屋春江君） 日程第13 議案第96号 立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について及び日程第14 議案第102号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。長坂総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

総務課長（長坂徳三君） 議案第96号 立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

立科町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年立科町条例第23号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページをお願いいたします。

概要について、ご説明を申し上げます。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の規定が、10月1日から施行されたことに伴い、非常勤消防団員等にかかる損害補償の基準を定める政令が改正されました。このため、この条例改正が必要となったものでございます。

政令附則第3条第1項から第6項において、傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金の損害補償及び休業補償について、当該損害補償の受給権者が、同一理由により厚生年金保険法等ほかの法令による障害年金、遺族年金等の社会保障給付の支給を受ける場合には調整を行うことが規定されました。

1つとして、追加費用対象期間のある共済年金、これは一元化法附則第41条第1項または第65条第1項の規定による、障害共済年金または遺族共済年金になりますが、これについて、厚生年金と同様に取り扱うことになりました。

2つとして、特殊公務災害にかかる加算部分については、一元化法等の施行に伴う改正後の地方公務員災害補償法が適用される消防吏員と同様に、減額対象とならないよう特殊公務員災害加算分を割り戻した調整率を用いることになりました。

3つとして、語句の整備や表形式による整理を行いました。

以上、ご説明を申し上げますが、ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第102号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

立科町国民健康保険税条例（昭和37年立科町条例第9号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページをお願いいたします。

この条例の一部改正は、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第85号）が、9月30日に公布されたことにより、減免申請書に個人番号を記載する規定を追加するものでございます。

第24条の2第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう）」に改める。

この条例の施行期日は、平成28年1月1日からでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

◎日程第15 議案第103号

議長（土屋春江君） 日程第15 議案第103号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。青井町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 青井 義和君 登壇〉

町民課長（青井義和君） 議案第103号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

立科町介護保険条例（平成12年立科町条例第1号）の一部を改正するものでございます。

1枚おめくりください。

この改正条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の施行に伴い、保険料の徴収猶予及び減免の申請書の記載事項に個人番号を加えるものであります。

内容につきましては、第10条第2項第1号及び第11条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改めるものです。

附則といたしまして、この条例の施行日は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行日であります平成28年1月1日といたします。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第16 議案第97号

議長（土屋春江君） 日程第16 議案第97号 立科町合併30周年記念事業郵便書簡基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。長坂総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

総務課長（長坂徳三君） 議案第97号 立科町合併30周年記念事業郵便書簡基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

立科町合併30周年記念事業郵便書簡基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和60年立科町条例第18号）を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

次ページをお願いいたします。

この条例は、タイムカプセルに収蔵されている郵便書簡の郵便料金に充てるための基金設置目的であり、基金の全部を処分し、条例を廃止するものでございます。

この条例の施行期日は公布の日からです。

ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

◎日程第17 議案第98号

議長（土屋春江君） 日程第17 議案第98号 平成27年度立科町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。長坂総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

総務課長（長坂徳三君） 議案第98号 平成27年度立科町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

1 ページをごらんいただきだと思います。

立科町一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出にそれぞれ4,057万2,000円を追加し、予算の総額を52億1,442万9,000円とするものでございます。

7 ページをお開きください。

2、歳入。主な歳入についてご説明いたします。

14款国庫支出金 1 目民生費国庫負担金 1 節社会福祉費負担金は、事業進捗による負担金額の確定によるものであり、2 節児童福祉費負担金は、10月から町外私立保育園入所児童分の国庫負担金でございます。

1 目総務費国庫補助金 1 節社会保障・税番号制度システム整備費等補助金は、個人番号カード交付事務にかかる補助金であり、8 ページをお願いいたします。

4 目商工費国庫補助金は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の新規事業による増でございます。

15款 2 項 1 目 2 節多子世帯保育料減免事業費補助金は、第3子以降の入所児童に対して、県からの新たな補助金です。

3目農林水産業費県補助金、及び9ページの県議会議員選挙委託金は、実績によるものでございます。

16款財産収入1項1目1節土地建物貸付収入では、新規貸付が1件あり、別荘地等貸付特別賃貸料を計上いたしました。

2項財産売り払い収入1目不動産売り払い収入2節その他不動産売り払い収入では、町有林間伐材売り払い2,560万円、東京電力幹線立木売り払い520万であり、動物売り払い収入は、ふれあい牧場子牛売り払いによるものでございます。

10ページ、17款寄附金は、ふるさと寄附金の増額でございます。

18款繰入金は、芦田財産区議会議員選挙が執行されなかったことによる減。

20款諸収入では、それぞれ実績によるものでございます。

11ページ、3、歳出、主な補正をご説明申し上げます。

2款総務費では、1項1目一般管理経費で、電算委託料35万8,000円の個人番号管理ボックスを計上してあります。事業者として、個人番号を管理するための専用パソコン及びシステム使用料となります。電算管理費、電算委託料565万9,000円は、庁内情報系グループウェアのセキュリティー向上のためのサーバー、ソフトウェア等で475万2,000円、自治体中間サーバー関連80万円が主なものでございます。工事請負費286万円は、庁内情報系グループウェアのセキュリティー向上のための通信回線等増設工事費などでございます。備品購入費129万9,000円は、自治体中間サーバー接続用端末4台、113万4,000円の計上が主なものでございます。特別職給与、一般職給与は、実績によるものでございます。

3目財産管理費、委員等旅費は、指定管理者候補団体選定委員実費弁償でございます。基金管理経費は、ふるさと寄附金を基金へ積み立てるものでございます。

5目企画費は、移住体験住宅を活用するために必要となる経費を計上いたしました。

13ページ、2項徴税費では、納税申告相談及びふるさと寄附金の対応のための臨時職員賃金の計上でございます。

3項戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカード交付のための臨時職員及び顔認証システム機器の導入経費を計上しました。

14ページ、4項選挙費は、各選挙事務執行に伴う減額の補正でございます。

15ページ、7項コミュニティ費では、権現の湯パンフレットの増刷です。

3款民生費1項2目23節償還金利子及び割引料は、平成26年度事業の国庫負担金が確定したことによる還付金を計上しました。

16ページ、2項児童福祉費は、財源充当の補正です。

17ページ、3項高齢者福祉費では、地域包括支援センターの臨時職員賃金を計上、18ページ、5款農林水産業費1項農業費では、事業進捗に伴う補正を計上しました。

19ページ、2項林業費では、38万7,000円の負担金を計上いたしました。

20ページ、6款商工費2項観光費1目観光総務費では、信州ビーナスライン連携協

議会負担金41万8,000円を計上し、2目観光振興費は、通年用総合パンフレットのデザイン料を計上いたしました。

21ページ、7款土木費2項道路橋梁費では、小規模修繕工事費が不足するおそれがあるため、450万円を計上し、22ページ、5項下水道費は、下水道事業特別会計繰出金の減額でございます。

8款消防費1項4目防災費では、修繕料の不足分と今後の対応分を合わせて計上をいたしました。

23ページ、9款教育費1項2目事務局費教育振興経費では、校外学習等に参加するバス代補助金を計上し、24ページ、2項小学校費小学校管理経費では、男子トイレ改修経費144万円を計上いたしました。

25ページ、10款災害復旧費2項1目土木災害復旧費では、町道桐原前屋敷線災害復旧工事費を計上しました。

26ページ、11款公債費1項公債費では、超過借入分当然繰上償還金として元金1,480万円、利子2万3,000円を計上しました。これは、平成26年度小中学校体育館非構造部材耐震補強工事で借入れを行いました緊急防災減債事業債につきまして、1,480万円超過借入れとなっていたものについて、繰り上げ償還するものでございます。

12款予備費は、歳入歳出との差額1,856万6,000円を増額し、調整しました。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第18 議案第99号～日程第19 議案第100号

議長（土屋春江君） 日程第18 議案第99号 平成27年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について及び日程第19 議案第100号 平成27年度立科町水道事業会計補正予算（第2号）についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。片桐建設課長、登壇の上、願います。

〈建設課長 片桐 栄一君 登壇〉

建設課長（片桐栄一君） 議案第99号 平成27年度立科町下水道事業特別会計補正予算第3号について、提案理由のご説明をいたします。

1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ216万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,336万3,000円といたします。

次に、4ページをごらんください。

歳入でございますが、5款繰入金につきまして、特環管理経費分が36万6,000円の減額、茂田井下水道事業経費分が54万円の減額、一般職給与分が24万円の減額、公債

費償還利子分が102万2,000円の減額となり、合計216万8,000円の減額といたします。

続きまして、5ページをごらんください。

歳出ですが、1款下水道費のうち、1項下水道管理費の1目下水道等管理費では、職員の異動に伴い、給料及び職員手当等、合わせて162万8,000円の減額といたします。

3目茂田井地区管理費では、同じく職員の異動に伴い、給料が54万円の減額といたします。

2項下水道事業費の2目茂田井下水道事業経費は、財源内訳の変更でございます。

続きまして、6ページをごらんください。

2款公債費では、2目利子につきまして、こちらも財源内訳の変更でございます。

7ページ以降につきましては、給与費の明細となっております。

以上、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第100号 平成27年度立科町水道事業会計補正予算第2号について、提案理由のご説明をいたします。

1ページをごらんください。

収益的収入及び支出、第2条、平成27年度立科町水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出ですが、第51款水道事業費用、第1項営業費用について38万円増額し、2億4,378万9,000円とし、第4項予備費を38万円減額し、2,164万4,000円といたします。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,705万6,000円を1億1,706万7,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第61款資本的収入、第6項負担金について、10万円増額し、279万6,000円といたします。

第71款資本的支出、第1項建設改良費について11万1,000円増額し、6,469万7,000円といたします。

2ページをごらんください。

議会の議決を経なければ流用することができない経費、第4条、予算第5条中、(1)職員給与費2,247万8,000円を2,255万8,000円に改めます。

3ページをごらんください。

収益的支出ですが、営業費用については職員の時間外勤務手当の補正のほか、給水施設の光熱水費、電気代の補正でございます。予備費38万円の減額により調整をいたしました。

資本的収入及び支出の収入ですが、蟹原地区消火栓新設負担金の補正でございます。支出ですが、蟹原地区消火栓新設工事に伴います工事請負費並びに委託料の補正でございます。

4ページ以降につきましては、給与費の明細となっております。

以上、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第20 議案第101号

議長（土屋春江君） 日程第20 議案第101号 立科町公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。長坂総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

総務課長（長坂徳三君） 議案第101号 立科町公の施設に係る指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

立科町公の施設にか係る指定管理者を別紙のとおり指定する。

立科町都市農村交流施設「農産物加工・直売・食材供給施設」の指定管理者を指定するには、議会の議決が必要であることから提案申し上げるものでございます。

1、施設の名称、立科町都市農村交流施設「農産物加工・直売・食材供給施設」。

2、指定管理者の名称等、農事組合法人「蓼科農ん喜村」、組合長理事、竹花信明、立科町大字茂田井2480番地。

3、指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

◎日程第21 陳情第6号

議長（土屋春江君） 日程第21 陳情第6号 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情については、11月19日までに受付をいたしました。これについては、上程をいたしました。ご意見をお持ちの方は質疑の際にお願いいたします。

また、審査については、質疑終了後、所管の委員会に付託する予定であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。ご苦労さまでした。

なお、この後、午後1時30分より全員協議会を第1委員会室で開催し、終了後、議会だより編集委員会を開催いたしますので参集願います。

（午前11時43分 散会）